

## ○原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について

令和5年3月31日

道本交企第5964号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条の4第2項の規定により警察署長が行う確認については、「原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認の事務処理要領について（通達）」（令3.1.13道本交企第4685号。以下「旧通達」という。）により運用されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されることから、同日以降、改正府令による改正後の府令第1条の5第2項の規定に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認（以下「確認」という。）の手續等について、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、同日をもって廃止する。

### 記

#### 1 改正点

近年、身体障害者の移動の用に供するための立位型の車が開発されているが、これまでの道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）上、身体障害者用の車椅子に該当せず、車両に該当するため、これを通行させている者を歩行者として扱うことや、法第71条第2号の規定によりその通行の安全を確保することができなかつたところ、このような立位型の車は、身体障害者用の車椅子と大きさが同程度のものが想定され、車椅子と同様に通行させている者を歩行者として扱い、歩道等を通行させても支障がないと考えられたほか、身体障害者を保護する必要性は車椅子と立位型の車で何ら変わるものではないことから、身体障害者用の車椅子と大きさが同程度のものについては、車椅子と同様に通行させている者を歩行者として扱うこととするなど、所要の規定が整備された。

これにより、改正府令による改正後の府令第1条の5第2項の規定による確認対象が「身体障害者用の車椅子」から「身体障害者用の車」に改められたことから、所要の見直しを行った。

#### 2 確認の手續

##### (1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に対し、別記第1号様式の通知書により、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。以下同じ。）の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、別記第2号様式の確認証（以下「確認証」という。）

を送付するものとする（市町村長は、支給に係る電動車椅子が基準に適合しない大きさであることを確認した後に警察署長に通知し、警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）。

## (2) その他の場合の確認

### ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、警察署長に対し、別記第3号様式の確認申請書の提出があった場合に行うものとする。

### イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。

ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

#### (ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

#### (イ) 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

### ウ 確認証の交付

警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

## 3 交付時における指導事項

### (1) 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

### (2) 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該警察署長に返納させるものとする。

## 4 確認書交付台帳の作成と警察本部（方面本部）への報告

警察署長は確認書を交付したときは、別記第4号様式の確認書交付台帳（警察署用）を作成し、確認書の交付、返納等の経過を明らかにしておくとともに、別記第5号様式により、札幌方面の警察署にあっては警察本部交通企画課長まで、各方面警察署にあっては、各方面本部交通課長まで報告すること。

警察本部交通企画課長及び各方面本部交通課長は、警察署長から報告を受けた時は、別記第6号様式を作成し、各警察署の確認書交付状況を把握すること。

## 5 運用上の留意事項

### (1) 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさが基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて警察

署長の確認を受けない限り、法上の身体障害者用の車には該当しないこととなるから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

- (2) 従前、原動機を用いる身体障害者用の車椅子として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。
- (3) 本通達中の公的支給に係る原動機を用いる身体障害者用の車の取扱いに当たり、令和5年4月1日以降、別記第1号様式の通知書を用いて市町村長が通知することについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室と警察庁交通局交通企画課の間において協議済みである。

※ 別記様式は省略